

坂出市地域防災計画 参考資料

第10章 地震・津波対策関係

10-1 緊急地震速報受信時の行動マニュアル

(目的)

第1条 気象庁の発表する緊急地震速報(警報)(2点以上の地震観測点で地震波が観測され、最大震度が5弱以上と予想される場合)を受信し、坂出市本庁舎の館内放送設備にて同時放送した場合に、緊急地震速報(警報)を知ることのできる市公共施設における来庁者の混乱を防止するとともに、地震により予測される被害からの回避行動を促し、もって来庁者および職員の安全を図るため、職員のとるべき行動を定める。

(緊急地震速報(警報)の内容および市公共施設等放送内容)

第2条 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)の内容は、次のとおりである。

(1) 緊急地震速報(警報)の内容

- ① 地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名
- ② 強い揺れ(震度5弱以上)が予想される地域および震度4が予想される地域名(香川県西部)

(2) 市公共施設等放送内容

- ① 庁内放送・戸別受信機・防災無線
「緊急地震速報 大地震です。大地震です。」3回繰り返し放送
- ② スマートフォン・携帯電話
アラーム音

(行動)

第3条 速報を受信した場合の職員の行動は、別表1、2のとおり行動するよう努めるものとし、来庁者への指示は職員が手分けして行うことができるよう、平素から各課において役割分担等の体制整備を図る。

(訓練)

第4条 職員は速報を受信した場合を想定した訓練を行うよう努め、実際の地震時に、本行動マニュアルに沿った行動ができるよう備える。

(適用期日)

第5条 本行動マニュアルは、平成19年10月19日より適用する。

(付則)

本行動マニュアルは、平成21年11月24日より適用する。

(付則)

本行動マニュアルは、令和3年4月30日より適用する。

(別表 1)

【緊急地震速報(警報)を受信した場合の基本的行動】

	対応行動
屋内にいる場合	・ヘルメットをかぶり、丈夫な机やカウンターなどの下に潜る。(身体が入らない場合は頭を優先) ・近くに机等がない場合は、飛散物の少ない広い場所(電気の下や窓ガラスの近くは危険なので離れる)でカバンなどで頭を保護してうずくまる。(しゃがむのではなく膝をつく。) ・慌てて外に飛び出さない。
エレベーターに乗っている場合	・すぐに全ての階のボタンを押し、止まった階で降りる。(エレベーターは、震度 5 弱程度で緊急停止する可能性があるので、避難する場合の使用は厳禁)
トイレにいる場合	・ドアが変形し閉じ込められる可能性があるので、ドアを開けて出口を確保し、手すりなどにつかまり、揺れが収まるまで待つ。
屋外にいる場合	・建物の近くは、割れたガラスや看板などが落ちてくる可能性があるので、広いスペースに移動し、頭を保護してうずくまる。 ・広いスペースがない場合は、耐震性のある建物の中に避難し、頭を保護してうずくまる。
車を運転している場合	・ハザードランプを点灯して、ゆっくりと減速し、路肩に寄せて停車する。(急停車は事故の要因となるため厳禁)

(別表 2)

【庁舎等における来庁者への指示および職員の対応行動】

項目	対応行動
来庁者に対して	・「しゃがんで頭を保護して」等、安定した低い姿勢をとらせ、頭部を保護するように指示する。^{※1} ・「庁舎から出ないで」と指示する。^{※2} ・「〇〇(各課で周囲に危険物のない場所を決めておく)に移動して」等、固定していない備品や窓ガラスから離れるよう指示する。^{※3} ・車いすの使用者に対して、「ブレーキをかけて頭を守って」と指示する。 ・聴覚に障がいがある方には、近くにある紙に「じしん(が来る)、あたまを守って」等と書いて見せる。 ・身障者用トイレの近くにいる職員は、中に人がいないか確認し、入っている方がいれば、「地震が来る。手すりにしっかりつかまって」等と外から声をかける。 ・カウンター、机等の下に隠れるスペースがあれば、「△△の下に入って」と指示する。
職員	・業務を中断し、上記の指示を行う。 ・電話中であれば、強い地震が来ることを伝え、相手にも注意を促し、電話を切る。 ・刃物、尖った物等危険物が近くにある場合は、落ちて散乱しないよう注意する。 ・出入口の近くにいる者は、出入口を開けて避難路を確保しておく。^{※4} ・車いすの方にブレーキの指示をしつつ、移動転倒が無いよう複数人で車いすを押さえる。

※1 震度 5 強で多くの人が行動に支障を感じ、震度 6 弱で立っていることが困難になる。

※2 震度 5 強で窓ガラスが割れて落ちることがある。6 弱で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

※3 震度 4 で座りの悪い置物が倒れることがある。震度 5 弱で書棚の本が落ちたり、座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない什器や書棚が移動することがある。

震度 5 弱でまれに窓ガラスが割れることがあり、破片でケガをするおそれがある。

※4 震度 6 弱でドアが開かなくなることがある。

10-2 坂出市地震発生時非常参集マニュアル

このマニュアルは、夜間・休日等勤務時間外において、坂出市特別職職員および坂出市職員（以下「職員」という。）が、本市内において震度6弱以上が観測される地震が発生した場合に、迅速に情報収集、応急対応等の災害対応を行う体制を構築することを目的に作成する。

なお、参集後の動員配備体制については、坂出市地域防災計画（以下「計画」という。）第3編第3章第1節の「2 市の動員配備体制」によるものとし、第3次配備に該当した場合に、本マニュアルを適用する。

1 準備物

職員は各家庭において、懐中電灯、長さを計測できるもの（巻尺、ものさし等）、デジタルカメラ（デジタルカメラ機能のついた携帯電話でもよい）、メモ帳、筆記用具等を準備し、迅速な持ち出し・使用が可能な状態にしておくよう努める。

2 参集時の交通手段

職員が参集場所に参集する場合の交通手段は、徒歩、自転車またはオートバイとし、自家用自動車の使用は原則として禁止する。

なお、揺れによる被害により、道路の亀裂、陥没、落石、液状化、橋梁の落下等の可能性があるため、自転車またはオートバイを使用する場合は、前方の道路状態を確認しながら、安全なスピードで参集する。

また、津波警報が発表されている場合は、河川の河口付近の橋は使用せず、上流部分の橋に迂回して通行する等の安全対策をとるものとする。

3 参集場所

- (1) 市長、副市長、教育長、課長補佐級以上および計画における災害対策本部事務局（以下「事務局」という。）職員
それぞれの通常の勤務場所とする。
- (2) 出張所職員（出張所長である職員を含む。以下同じ。）
それぞれの通常の勤務場所である各出張所とする。
- (3) 出先機関職員（施設管理者である職員を含む。以下同じ。）
それぞれの通常の勤務場所である各出先機関とする。なお、施設の被害状況を確認し、所管課への報告が終了した後は、所管課長の指示に従う。
- (4) 上記以外
 - ① 地震発生時に各出張所管内以外にいた職員
それぞれの通常の勤務場所とする。
 - ② 地震発生時に各出張所管内にいた職員
その地域を所管する出張所とし、被害情報等を出張所長等に報告後、通常の勤務場所に向かう。
- (5) 津波警報・大津波警報発令時の参集場所
本庁舎および合同庁舎は、津波浸水想定区域内にあるが、地震発生から津波到達まで2時間以上猶予があるため、発災から2時間以内に参集できる職員は、本庁舎へ参集する。発災から2時間以上参集にかかる職員は、坂出中学校および白峰中学校のうち、早く参集できる場所に参集する。また津波の状況をラジオ・テレビ等で収集するとともに、市本部と連絡体制を確保する。警報が解除された場合、本庁舎に参集する。
- (6) 市本部の代替施設
本庁舎および合同庁舎が被災し、本部機能を維持できない場合の市本部の代替施設は、第1候補を坂出中学校、第2候補を白峰中学校とする。

4 業務との優先度

職員の参集遅れは、災害対応業務の遅れを招き、市域の被害を拡大することにつながるため、職員は一刻も早く参集場所に参集しなければならない。しかし、家族等の安否が不明な状態では業務に集中できないため、業務との優先度の原則を示す。

職員は、そのためにも自宅の耐震化、家具の固定、非常用備蓄品の備蓄等、参集できなくなる原因を排除するための家庭における地震対策の実施に努める。

(1) 同居の家族の状況

① 小学生以下の乳幼児、児童または生徒がいる場合

当該乳幼児、児童または生徒を家族等他の者に預けることができる場合は、業務を優先する。ただし、他の者に預けることができない場合は、「3 参集場所」に関わらず、当該乳幼児、児童または生徒とともに、最寄りのまたは到達可能な本市指定避難所へ行き、避難所担当職員に協力し避難所運営を補助する。

② 徒歩での避難が可能な場合

業務を優先する。

③ 徒歩での避難が不可能な場合

最寄りの避難場所または救護所等まで家族を搬送し、連絡方法を確認したうえで参集し、負傷等の状態は参集後の空いた時間にて確認する。

④ 死亡が確実な場合

市町役場等に死亡届を提出し、火葬が終了次第参集する。

なお、火葬場の損壊等により、死亡届提出から火葬までの間に時間を要するようであれば、可能な範囲で参集する。ただし、この場合の参集は、本マニュアルによる義務ではなく、職員自身の判断によるものとする。

(2) 同居以外の家族の状況

同居以外の家族については、状況如何に関わらず業務を優先する。ただし、参集後の空いた時間で安否を確認できる状態を普段から構築しておく。(災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等)

(3) 自宅周辺の状況

① 自宅周辺に救助を要する者または火災の発生を発見したとき

自主防災組織等近隣の者と協力し、救助または初期消火に目途がつくまで地域の中での活動を優先し、その後参集する。

② 自宅周辺に救助を要する者または火災の発生がない場合

参集途上の他地域で救助を要する者または火災の発生を発見した場合は、その地域の自主防災組織等が活動を開始している可能性があるため、自らは市全体の被害拡大の防止のため、業務を優先する。

ただし、被害箇所および被害状況(見た感じでよい)はメモ帳等に記録し、所属長に報告する。

5 参集途上での被害情報収集

(1) 「3 参集場所」の(1)～(3)に該当する者は、被害状況の報告を受ける立場であるため、迅速な参集を優先するが、可能な範囲で参集場所までの途上で見つけた被害の状況(道路、家屋、土砂災害等の被害箇所等)などの、今後の災害対応の支障になりそうなもの、ならびに早急な対応および応急復旧が必要になりそうなものを、見た感じでメモ帳等に記録しておく。

(2) 「3 参集場所」の(4)に該当する者は、参集場所までの途上で見つけた被害の状況(被害箇所、道路の亀裂・段差・陥没の幅及び高さ、倒壊家屋の状況、土砂災害の発生状況、火災の発生状況等)などの、今後の災害対応の支障になりそうなもの、ならびに早急な対応および応急復旧が必要になりそうなものを、実測、目測または見た感じでメモ帳等に記録し、参集場所にて所属長等に報告する。

参集場所までの途上に特に被害がなかった場合は、参集場所までの経路を通行可能な道路として、参集場所にて所属長等に報告する。

また、必要に応じて現場の写真を、後にデータとして使用できるようデジタルカメラ等にて撮影しておき、パソコンが使える状況になり次第、被害箇所の映像として所属長等に報告する。

なお、市外に居住する者および地震発生時に市外にいた者は、本市域に到達してから被害の記録を開始する。

6 参集後の行動

- (1) 市長、副市長、教育長、課長補佐級以上および事務局職員
計画にて定められた対応業務にあたる。なお、各課長は、参集者から収集した情報をまとめ、事務局情報班に報告する。
- (2) 出張所職員
参集した者から収集した情報をまとめ、適宜事務局情報班に報告しつつ、計画にて定められた対応業務にあたる。
- (3) 出先機関職員
各施設の被害状況を確認し、所管課への報告が終了した後は、所管課長の指示に従う。
- (4) 「4 業務との優先度」の(1)の①のただし書きに該当する者は、避難所担当職員を通じ、自分の所在する避難所名を所属長に報告する。
- (5) 上記以外
 - ① 地震発生時に各出張所管内以外にいた職員
所属長等に被害情報を報告後、計画にて定められた対応業務にあたる。
 - ② 地震発生時に各出張所管内にいた職員
出張所長等に被害情報を報告後、速やかに通常の勤務場所に向かい、計画にて定められた対応業務にあたる。

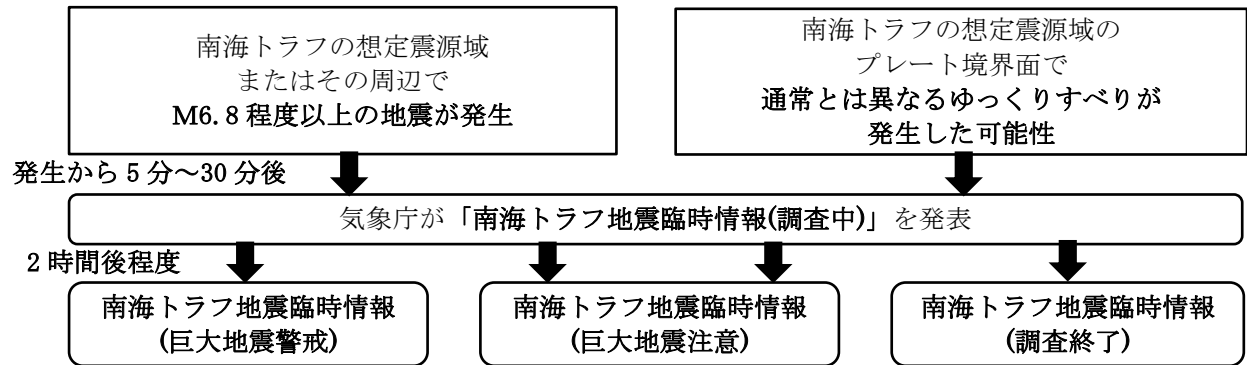
7 適用

本参集マニュアルは、平成21年9月10日より適用する。
本参集マニュアルは、平成30年5月18日より適用する。
本参集マニュアルは、令和元年11月28日より適用する。
本参集マニュアルは、令和3年4月30日より運用する。
本参集マニュアルは、令和4年4月1日より運用する。

10-3 坂出市南海トラフ地震臨時情報発表時の対応マニュアル

このマニュアルは、勤務時間内および夜間・休日等勤務時間外において、南海トラフの想定震源域内において地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が気象庁から発表された場合に、坂出市特別職職員および坂出市職員(以下「職員」という。))が、迅速かつ効果的に情報収集や災害応急対策等の災害対応を行うことを目的に作成する。

1 地震発生から防災対応までの流れ



2 防災対応について

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の防災対応

① 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の情報伝達

市は、国や香川県からの情報収集に努めるとともに、留意事項の周知を行う。また、情報の伝達のための準備を実施する。

ア 南海トラフ地震に関連する情報(臨時・定例)

気象庁が発表する情報

イ 関係省庁災害警戒会議の情報

関係省庁災害警戒会議の開催結果の情報

ウ 香川県等の情報

香川県が南海トラフ沿いの大規模な地震に発生に備え、今後の対応を検討した情報

② 警戒体制の準備

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図るとともに、その後の調査の結果に伴う南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)または南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表に備えて、必要な体制等の準備を行う。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の防災対応

① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の情報伝達

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について、市HP、LINE、X等のSNSや広報車等あらゆる手段を活用し周知を行う。

また地震と地震発生に伴う災害への備えについて、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。

② 警戒体制の確立

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時に比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表があった場合、可能性がなくなった旨の発表があるまでの間、警戒活動を行う。

③ 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、政府等からの警戒の呼びかけが終了(概ね1週間)するまで注意する措置をとるものとする。

ア 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄の確認等)

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認および施設・設備等の点検

④ 市が管理等を行う施設等に関する対策

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、施設管理者は市が管理等を行う施設等を点検し、適切な安全対策を行う。

- ⑤ 市主催のイベント等に関する対策
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された期間に市主催のイベント等を開催する場合は、関係機関と協議の上、イベント参加者に緊急避難場所、避難経路等の周知を行う。
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の防災対応
 - ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の情報伝達
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について、同報系防災行政無線、市HP、LINE、X等のSNSや広報車等あらゆる手段を活用し周知するとともに、危機管理課内に相談窓口を設置する。
また地震と地震発生に伴う災害への備えについて、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけや混乱防止のための広報を行う。
 - ② 警戒体制の確立
南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時に比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表があった場合、可能性がなくなった旨の発表があるまでの間、警戒活動を行う。
 - ③ 災害応急対策をとるべき期間等
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、政府等からの警戒の呼びかけが終了するまで警戒する措置をとるものとする。また当該期間経過後概ね1週間程度は後発地震に対して注意する措置をとる。
 - ア 後発地震が発生してからの避難では、堤防崩壊等により浸水が始まり避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難および施設等の従業員・利用者の安全確保
 - イ 日頃からの地震の備えの再確認(家具等の固定、避難場所、避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、家庭等における備蓄の確認等)
 - ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認および施設・設備等の点検
 - ④ 避難対策等
 - ア 避難対象地域
参考資料12-11を参照のこと
 - イ 市が管理等を行う施設等に関する対策
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、事前避難対象地域に所在する市が管理等を行う施設等は原則閉館とする。
 - ウ 観光客等に対する措置
市および観光施設等は観光客に対して、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の発表を周知するため、避難誘導看板等を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うように努める。
- 3 南海トラフ地震臨時情報発表時の動員配備
- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合
 - ① 勤務時間内における対応
 - ア 情報連絡体制の確立
南海トラフの想定震源域で地震等が発生し、災害対策本部等が設置されていない場合において、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、速やかに情報連絡体制を確立するとともに、その旨を市長に報告する。
この場合、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害対策本部要員および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の災害警戒体制要員は待機する。
 - イ 情報連絡体制の設置場所
本部は、危機管理課に設置する。
 - ② 夜間・休日等勤務時間外における対応
 - ア 南海トラフの想定震源域で地震等が発生し、災害対策本部等が設置されていない場合において、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、消防本部は、その内容を直ちに守衛室に連絡し、消防長を除く各部局長および危機管理課長に電話にて情報を伝達する。
連絡を受けた情報連絡体制要員は、速やかに登庁し、情報連絡体制を確立するとともに、その旨を市長に報告する。各部局長は所轄各所属長等に伝達し、各所属長は、電話によりあらかじめ指定した南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害対策本部要員および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の災害警戒体制要員職員を待機させる。
 - イ 職員は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)の発表を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により市内の震度や津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に登庁する。
 - ウ 情報連絡体制の設置場所
本部は、危機管理課に設置する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合

① 勤務時間内における対応

ア 災害警戒体制を構築

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、災害警戒体制に移行し、引き続き情報収集にあたり、巨大地震注意対応を広報する。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に伴う特別な呼びかけを市民等へ広報後は、市長に報告し、災害警戒体制における 24 時間体制は解除する。

イ 災害警戒体制の設置場所

本部は、本庁舎本館 3 階中会議室 2 に設置する。

② 夜間・休日等勤務時間外における対応

ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、危機管理課は、その内容を直ちに守衛室に連絡し、消防長を除く各部局長および職員課長に電話にて情報を伝達する。各部局長は所轄各所属長等に伝達し、各所属長は、電話によりあらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害警戒体制を確立し、その旨を市長に報告する。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に伴う特別な呼びかけを市民等へ広報後は、市長に報告し、災害警戒体制における 24 時間体制は解除する。

イ 職員は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により市内の震度や津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に登庁する。

ウ 災害警戒体制の設置場所

本部は、本庁舎本館 3 階中会議室 2 に設置する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合

① 勤務時間内における対応

ア 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、情報連絡体制から速やかに災害対策本部体制に移行し、事前避難対象地域に対する対応等を実施する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う特別な呼びかけを市民等へ広報する。

イ 災害対策本部の設置場所

本部は、本庁舎本館 3 階中会議室 2 に設置する。

② 夜間・休日等勤務時間外における対応

ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、危機管理課は、その内容を直ちに守衛室に連絡し、消防長を除く各部局長および職員課長に電話にて情報を伝達する。各部局長は所轄各所属長等に伝達し、各所属長は、電話によりあらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策本部体制を確立する。事前避難対象地域に対する対応等を実施する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う特別な呼びかけを市民等へ広報する。

イ 職員は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により市内の震度や津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に登庁する。

ウ 災害対策本部の設置場所

本部は、本庁舎本館 3 階中会議室 2 に設置する。

4 南海トラフ地震臨時情報発表時の動員配備体制

配備体制	配備基準	配備所属
情報連絡体制	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	総務部長 危機管理課長 危機管理課長補佐 危機管理課防災係 その他の部局長、課長は待機
災害警戒体制	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき	市長 副市長 部局長 危機管理課全職員 秘書広報課長
災害対策本部 (第 2 次配備)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	本部長(市長) 副本部長(副市長) 本部員(部局長) 班長(課長) 事務局全職員 各班の班長指名職員 出先機関管理者

10-4 坂出市被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定実施マニュアル

1 担当職員の参集

- (1) 坂出市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置されることとなる、震度5弱以上の地震により大規模な災害発生、または発生するおそれがあるとき、もしくは震度6弱以上の地震が発生したとき(以下「地震災害」という。)と、大雨等により大規模に宅地が被災する恐れがあるとき(以下「大雨災害」という。)は、建設経済部建設課(以下「建設課」という。)の担当職員は、庁舎または指定場所に参集する。
- (2) 担当職員は、参集経路における被害状況を目視で確認することとする。

2 被害情報の収集及び判定実施要否の判断

- (1) 建設課の担当職員は、庁舎または指定場所に参集後ただちに判定の要否判断に必要な被害情報を収集する。
 - ① 災害対策本部の情報
 - ② 職員からの情報
 - ③ 県・近隣市町からの情報
 - ④ 被災地および周辺の判定士からの情報
 - ⑤ 警察・消防からの情報
 - ⑥ テレビ、ラジオ等からの情報
- (2) 建設課の担当職員は、必要に応じて現地に赴き被害状況を確認する。
- (3) 建設経済部建設課長(以下「建設課長」という。)は、被災情報を収集した結果を分析し、管内の建築物または宅地が大規模かつ広範囲に被災していると判断されるときは、香川県土木部建築指導課(以下「県建築指導課」という。)に状況報告を行う。
- (4) 建設課長は、被災建築物応急危険度判定制度について震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは震度5強以下の地震が発生し判定を要すると認めたときは、以下の項目に係る判定を実施する。また、被災宅地危険度判定制度についての判定の要否を判断し、判定を要すると認めたときは、ただちに災害対策本部長に以下の項目に係る判定を実施するよう進言する。

項 目	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定
対象災害	地震	地震または大雨等
判定対象	● 建築物(ブロック塀や門などを含む)	● 住居である建築物の敷地 ● 実施本部長が必要と認める建築物等の敷地(避難施設の敷地など) ● 上記に被害を及ぼすおそれのある土地

3 判定実施の決定

被災建築物応急危険度判定制度について、建設課長は判定の実施の有無に関わらず、判定の要否を災害対策本部長および県建築指導課(以下「支援本部」という。)に連絡する。被災宅地危険度判定制度について、災害対策本部長は、判定を要すると判断したときは支援本部に連絡する。

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度判定実施予告連絡(別紙 1-1 支援準備)を送付

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定支援本部設置要請書(別紙 2-2)を送付

4 実施本部の設置

- (1) 被災建築物応急危険度判定制度について、建設課長は、震度5弱以上の地震が発生した場合、実施本部を設置する。また、被災宅地危険度判定制度については、災害対策本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に判定制度別に実施本部を設置する。
- (2) 被災宅地危険度判定制度・被災宅地危険度判定制度別(以下「判定制度別」という。)に実施本部は以下を組織する。

実施本部長 ☎☎建設課長	● 全体統括
副本部長 ☎☎建設課長補佐	● 本部長の補佐 ● 広報、報道機関対応 等

計画担当 ㊦㊧建設課 建設係	● 支援本部との連絡調整、関係機関との連絡調整 ● 判定実施計画の作成、判定組織の編成、補償制度の手続 ● 判定活動の掌握、記録 等
業務担当 ㊦㊧建設課 管理係	● 判定士等の受入れ・輸送 ● 判定資機材の調達・輸送・配布 ● 情報の収集・整理、被害相談窓口、住民への周知 ● 判定士等の宿舎・食事の手配 ● 経理事務 等

注 ㊦は被災建築物応急危険度判定を、㊧は被災宅地危険度判定をそれぞれ示す。

(3) 実施本部は、被災地周辺などの適切な場所に、判定制度別の判定拠点を設置する。

(4) 実施本部は、次の事項を判定制度別それぞれの支援本部に速やかに連絡する。

- ① 実施本部・判定拠点の所在地
- ② 連絡方法(電話番号等)
- ③ 組織名簿
- ④ 被災状況(被災の範囲、被災の程度等の概要)
- ⑤ 実施本要員の派遣の可否と必要数
- ⑥ 判定の開始時期

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度判定実施本部設置報告 要員派遣要請・回答書(別紙 1-2)を送付

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定実施本部設置報告 要員派遣要請・回答書(別紙 2-3)を送付

(5) 実施本部は(4)で判定制度別の支援本部に対して実施本部要員の派遣要請を行った場合には、実施本部要員の派遣の可否および派遣要員数について、それぞれの支援本部より回答を得る。

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度判定実施本部設置報告 要員派遣要請・回答書(別紙 1-2)を送付

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定実施本部設置報告 要員派遣要請・回答書(別紙 2-3)を送付

5 判定実施の広報等

- (1) 災害対策本部長は、判定制度別に判定実施を決定した旨を公表し、状況に応じて報道機関に対して広報の協力を要請する。
- (2) 実施本部は、被災地域の住民の理解を得るために判定制度別に、判定実施およびこれに関する情報を貼り紙、ビラ配布等により周知に努める。
- (3) 実施本部は、判定制度別の実施本部・判定拠点到住民からの相談に対応する窓口を設置する。

6 判定実施の計画

- (1) 実施本部は、判定制度別に係る以下の事項について、判定実施方針をそれぞれ支援本部と調整し決定する。

【被災建築物応急危険度判定】

被災情報を収集した結果により被災範囲を推定し要判定区域の設定をした後に以下の事項を決定する。

- ① 被害の度合いによるオペレーションタイプの選択

オペレーションタイプAを原則とし、必要に応じてオペレーションタイプBを採用する。

(全国被災建築物応急危険度判定協議会 被災建築物応急危険度判定必携 第2編 被災建築物応急危険度判定 1. 実施本部業務マニュアル53p参照)

- ② 優先順位設定の可否により判定対象建築物の用途・規模を設定

【被災宅地危険度判定】

山際、谷部および軟弱地盤の他、それらを埋め立てた宅地等と、建築物の被災数が多い地域から、概ね一致する範囲を特定する。

- ① 被害の度合いによる調査体制タイプの選択と簡易調査実施の可否

この時、被災建築物が過半近く地域を有している場合は、タイプ1を選択し、被災の度合いが低い場合は、タイプ2とタイプ3の併用を選択することを原則とする。

(被災宅地危険度判定連絡協議会 被災宅地危険度判定業務 実施マニュアル9p参照)

- ② 優先順位設定の可否により判定対象宅地の用途・規模を設定

(2) 実施本部は、判定制度別の支援本部と協議し、判定方針を決定後に、2(1)の情報収集により得た情報により判定士・資機材等の必要数を算出する。

標準的な判定士・判定コーディネーター・判定調整員の必要数

単位	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定業
判定士	● 判定士 2 名でチームを編成 ● 一日当たりのチーム判定棟数は 15 棟を標準とする ● 活動日数は 3 日を標準とする	● 判定士 3 名でチームを編成 ● 一日当たりのチーム判定宅地は 15 宅地を標準とする ● 活動日数は 3 日を標準とする
判定コーディネーター 判定調整員	● 1 班 10 チームで構成 ● 5 班に 1 人の判定コーディネーターを配置する(判定士 100 人に 1 人)	● 1 班 5 チームで構成 ● 3 班に 1 人の判定調査員を配置する(判定士 45 人に 1 人)
判定実施期間	● 10 日以内を標準とする	● 10 日以内を標準とする

【判定士数】

- ・ 一日当たりの必要判定士数

$$= (\text{判定対象数} \times 1 \text{ チーム当たりの判定士数}) \div (\text{判定実施期間} \times \text{一日当たりの判定数})$$
- ・ 延べ必要判定士数

$$= \text{一日当たりの必要判定士数} \times \text{判定実施期間}$$

【判定コーディネーター・判定調整員数】

- ・ 一日当たりの判定コーディネーター・判定調整員数

$$= \text{一日当たりの必要判定士数} \div \text{判定コーディネーター・判定調整員 1 人に対する判定士数の比}$$
- ・ 延べ判定コーディネーター・判定調整員数

$$= \text{一日当たりの判定コーディネーター・判定調整員数} \times \text{判定実施期間}$$

【判定ステッカー】

- ・ 判定対象数の 1.3 倍の枚数を確保(危険 3 : 要注意 3 : 判定済 4 の比率)

【判定調査表】

- ・ 被災建築物応急危険度判定は、判定対象数の 1.3 倍の枚数(構造別の必要数は建築物構造別の比率による)
- ・ 被災宅地危険度判定は、判定対象数の 1.3 倍の枚数(擁壁 10 : 法面・宅盤 10 : 影響範囲 2 の比率)

宅地の場合は、一宅地に擁壁と法面・宅盤が併存している場合が往々にしてあることが理由

- (3) 判定制度別の実施本部は、5 (2) により算出した判定士・資機材等の必要数により判定実施計画書を作成する。

【被災建築物応急危険度判定】

応急危険度判定実施計画書(別紙 1-6)を作成した後に、応急危険度判定支援要請・回答書(別紙 1-5)を作成

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定実施計画書(別紙 2-12)を作成した後に、被災宅地危険度判定士・判定調査員支援要請書(別紙 2-6)と被災宅地危険度判定資機材支援(貸与)要請書(別紙 2-7)を作成

7 支援の要請

- (1) 実施本部は、判定制度別と、次の内容を具体化して、それぞれの支援本部に対し支援要請を行うとともに、併せて、このことを災害対策本部長に報告する。

① 判定士等の派遣要請の場合

- ・ 派遣先市町名
- ・ 判定士の必要数と不足数(応援数)と派遣期間
- ・ 判定コーディネーター・判定調査員数および派遣期間
- ・ オペレーションタイプ【被災建築物応急危険度判定制度】
- ・ 調査体制タイプ【被災宅地危険度判定制度】※簡易判定を実施する場合は別途協議が必要となる。
- ・ 集合場所、集合日時
- ・ 宿泊施設、食事等の条件
- ・ 持参すべき資機材
- ・ その他必要な事項

【被災建築物応急危険度判定】

応急危険度判定支援要請・回答書(別紙 1-5)と応急危険度判定実施計画書(別紙 1-6)を送付

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定士・判定調査員支援要請書(別紙 2-6)と被災宅地危険度判定資機材支援(貸与)要請書(別紙 2-7)および被災宅地危険度判定実施計画書(別紙 2-12)を送付

② 判定資機材の提供要請の場合

- ・ 資機材の種類および数
- ・ 資機材の搬送方法
- ・ 資機材の受領場所

【被災建築物応急危険度判定】

応急危険度判定 実施計画書(別紙 1-6)を送付

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定資機材支援(貸与)要請書(別紙 2-7)および被災宅地危険度判定実施計画書(別紙 2-12)を送付

- (2) 実施本部は、支援本部からの支援内容により判定制度別に派遣・提供の可否の連絡を受け、支援要請内容と異なるときは判定制度別の判定実施計画書の見直しをする。

① 判定士等派遣要請の場合

【被災建築物応急危険度判定】

応急危険度判定支援要請・回答書(別紙 1-5)と応急危険度判定 支援計画書(別紙 1-7)を受領し応急危険度判定 実施計画書(別紙 1-6)を見直す

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定支援計画書(別紙 2-8)と被災宅地危険度判定士・判定調整員支援回答書(別紙 2-9)を受領し被災宅地危険度判定実施計画書(別紙 2-12)を見直す

② 判定資機材の提供要請の場合

【被災建築物応急危険度判定】

応急危険度判定支援要請・回答書(別紙 1-5)を受領し応急危険度判定実施計画書(別紙 1-6)を見直す

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定資機材支援(貸与)回答書(別紙 2-11)を受領し被災宅地危険度判定実施計画書(別紙 2-12)を見直す

- (3) 実施本部は、判定制度別に 7 (2)により見直した実施計画書をそれぞれの支援本部に連絡し、併せてこのことを災害対策本部長に報告する。

【被災建築物応急危険度判定】

見直した応急危険度判定実施計画書(別紙 1-6)を送付

【被災宅地危険度判定】

見直した被災宅地危険度判定実施計画書(別紙 2-12)を送付

8 判定士等の受入れ

- (1) 実施本部は、判定制度別の受入れする判定士の名簿をそれぞれの支援本部より受領する。

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度判定士派遣名簿(別紙1-9)を受領

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定士派遣名簿(別紙2-13)と被災宅地危険度判定調整員派遣名簿(別紙2-14)を受領

- (2) 実施本部は、判定制度別の一次参集場所で、他の都道府県より派遣された判定士の受入れ手続きをそれぞれの支援本部が行った後に、判定制度別の実施本部要員がそれぞれの判定実施本部・判定拠点へ誘導する。

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度判定士派遣名簿(別紙1-9)で確認

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定士派遣名簿(別紙2-13)と被災宅地危険度判定調整員派遣名簿(別紙2-14)で確認

- (3) 実施本部は、判定制度別に補償制度の対象となる判定士の名簿をそれぞれの支援本部へ送付する。

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度民間判定士等名簿(別紙1-10)を、また広域支援を要請した場合は被災建築物応急危険度民間判定士等派遣者名簿(別紙1-11)を送付

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定保険加入依頼書(別紙2-15)を送付

※ 上記の補償対象となる判定士は、公務により派遣する国・地方公共団体の職員を除く全ての判定士・コーディネーター・判定調整員をいう。

9 コーディネーター・判定調整員の配置

- (1) 実施本部は、判定制度別の判定拠点(判定拠点を設けない場合は実施本部)被災建築物応急危険度判定制度は判定コーディネーターを、被災宅地危険度判定制度は判定調整員を任命し配置した後に、それぞれの判定実施計画の具体化し判定士の指導等にあたらせる。
- (2) 判定制度別の実施本部は、被災建築物応急危険度判定制度判定コーディネーターに、被災宅地危険度判定制度は判定調整員に対して、それぞれの判定実施計画等必要な事項について事前説明を行う。
なお、説明内容は判定制度別に判定実施要領等の書面によりの確に伝達する。
- (3) 被災建築物応急危険度判定制度の判定コーディネーターと被災宅地危険度判定制度の判定調整員は、相互の業務で連携するための調整を行う。
- (4) 被災建築物応急危険度判定制度の判定コーディネーターと被災宅地危険度判定制度の判定調整員は、日々の活動状況の集計結果を実施本部長に報告する。
する。

10 判定実施チーム及び班の編成

- (1) 実施本部は、被災建築物応急危険度判定制度の判定コーディネーターと被災宅地危険度判定制度の判定調整員に指示し、判定士判定活動を実施するため、下記の組織を編成する。

単位	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定
グループ	● 判定コーディネーターが統括 ● 5班で構成 ● 判定拠点を設ける場合は拠点毎にグループを設置する	● 判定調整員が統括 ● 3班で構成 ● 判定拠点を設ける場合は拠点毎にグループを設置する
班	● 10チームで構成 ● 班には班長・副班長を置く	● 5チーム以内で構成 ● 班には班長・副班長を置く
チーム	● 判定士2名で構成	● 判定士3名で構成(うち1名は補助員とすることができる。)

【被災建築物応急危険度判定】

被災建築物応急危険度判定士派遣名簿(別紙1-9)による

【被災宅地危険度判定】

被災宅地危険度判定士派遣名簿(別紙2-13)による

- (2) 組織の編成に際しては以下の点に留意し、また健康状態のすぐれない者は除外し実施本部待機とする。
 - ① 判定の経験の有無
 - ② 被災地の土地や交通事情等の知識
 - ③ 判定士以外の地元の地理等に詳しい誘導員等の配置
 - ④ その他

11 判定資機材等の配布

- (1) 実施本部は、判定制度別の判定拠点へ以下の判定資機材等を用意し、判定活動着手前までに搬入する。
 - ① 関係連絡先一覧
 - ② 担当判定区域全体の地図
 - ③ 担当区域の住宅地図
 - ④ 判定調査票、判定ステッカー、住宅周知用パンフレット、計測器等の判定資機材
 - ⑤ 宅地関係データ
 - ⑥ 被災地情報(道路等通行止めの位置、火災発生地区等)
 - ⑦ 判定実施留保区域の地図(津波被害地、地すべり、土砂崩落による被害が発生し、二次災害の恐れがある区域等)
 - ⑧ 記録用機器(デジタルカメラ等)
 - ⑨ その他(計測器、巻尺、画板、腕章、雨具、自転車等)
- (2) 被災建築物応急危険度判定制度は判定コーディネーターが、被災宅地危険度判定制度は判定調整員により、判定制度別の判定拠点で班長・副班長に配布する。

12 事前説明

- (1) 実施本部から判定制度別の判定実施に係る情報を、被災建築物応急危険度判定制度は判定コーディネーターが、被災宅地危険度判定制度は判定調整員が、日々の活動着手前に、以下の事項を判定士に周知する。
 - ① 被災地の状況(危険区域、火災発生区域、救助活動区域等)

- ② 被災地情報(避難所の位置、被災者への情報等)
- ③ 気象情報(気温、風速、降雨、余震情報等)
- ④ 判定方針及び判定区域
- ⑤ 判定資機材の受取り方法、判定結果の表示の方法等
- ⑥ 現地への移動手段、定時連絡時間および連絡先、緊急連絡先
- ⑦ 判定開始時間と判定拠点(判定実施本部)貴着時間
- ⑧ 被災建築物応急危険度判定制度・被災宅地危険度判定制度相互の連携
- ⑨ その他(避難指示等の個別対応が必要な場合の緊急連絡)

13 判定結果の取りまとめ

- (1) 判定士は、判定制度別の班長・副班長の当日分の判定結果を書面により報告し、判定制度別の班長・副班長は班の当日分の判定結果と集計結果を、被災建築物応急危険度判定制度は判定コーディネーターに、被災宅地危険度判定制度の判定調整員に書面により報告する。
【被災建築物応急危険度判定】
 被災建築物応急危険度判定調査結果入力表(別紙1-13)により報告
【被災宅地危険度判定】
 被災宅地危険度判定調査結果入力表(別紙2-16)により報告
- (2) 被災建築物応急危険度判定制度は判定コーディネーターが、被災宅地危険度判定制度は判定調整員が、当日分の判定実施結果を集計し判定制度別の実施本部へ書面により報告する。
【被災建築物応急危険度判定】
 被災建築物応急危険度判定集計表(別紙1-14)により報告
【被災宅地危険度判定】
 被災宅地危険度判定実績集計表(別紙2-17)により報告
- (3) 実施本部は、当日分の判定活動の記録を整理し、判定結果を住宅地図等に転記し地図情報として管理する。
- (4) 判定コーディネーター・判定調整員は、判定制度別の班長・副班長より、特に注意を要する被災建築物・被災宅地の報告を受けた場合は、ただちに判定制度別の実施本部に報告する。
- (5) 実施本部は、(4)による報告を受けた場合には現地を再調査する等、被災状況の把握に努め、判定のみでは対処が困難な事案については、災害対策本部長と協議し適切な措置をとる。
- (6) 実施本部は、判定制度別の当日分の判定実施結果を取りまとめ、書面によりそれぞれの支援本部と災害対策本部へ報告する。
【被災建築物応急危険度判定】
 被災建築物応急危険度判定集計表(別紙1-14)により報告
【被災宅地危険度判定】
 被災宅地危険度判定実績集計表(別紙2-17)により報告
- (7) 実施本部は、判定制度別に判定実施状況の把握に努め、実施内容に過不足があれば判定制度別に見直した支援要請と実施計画書をそれぞれの支援本部に連絡し、その事を災害対策本部へ報告する。
【被災建築物応急危険度判定】
 見直した応急危険度判定支援要請・回答書(別紙1-5)と応急危険度判定実施計画書(別紙1-6)を送付する。
【被災宅地危険度判定】
 見直した被災宅地危険度判定士・判定調整員支援要請書(別紙2-6)と被災宅地危険度判定実施計画書(別紙2-12)を送付する。
- (8) 実施本部は、(7)で見直した判定制度別の支援要請に対して、それぞれの支援本部より支援内容の回答を得て、その事を災害対策本部へ報告する。
【被災建築物応急危険度判定】
 支援本部が見直した応急危険度判定支援要請・回答書(別紙1-5)と応急危険度判定支援計画書(別紙1-7)を受領する。
【被災宅地危険度判定】
 支援本部が見直した被災宅地危険度判定支援計画書(別紙2-8)と被災宅地危険度判定士・判定調整員支援回答書(別紙2-10)を受領する。

14 情報及びその活用

- (1) 実施本部は、判定制度別の判定士に判定結果を現地に表示させるとともに、判定制度別の判定結果を住民に周知するよう努める。

- (2) 実施本部は、判定を受けた建築物・宅地の所有者等に対して危険度の判定結果を説明し、二次災害の防止のための適切な措置等を講ずるように協力依頼を行う。
- (3) 実施本部は、13(5)の事案や判定活動中の判定士から緊急連絡により、対処が困難な事案で二次災害の恐れがある場合は、それぞれの支援本部より、ただちに対象地周辺で判定活動中の判定士に活動の中止と退避を指示する。
- (4) 実施本部は、14(3)の状況をただちに災害対策本部へ報告し、被災住民・他の災害対応職員等に対する二次災害の防止のための避難指示などの対応を進言する。
- (5) 実施本部は、14(1)から(4)の当日分の実施状況・対応を、判定制度別の支援本部に報告する。

15 判定士等の帰還

- (1) 実施本部は、判定活動・担当業務を終了した判定士・判定コーディネーター・判定調整員をすみやかに帰還させるものとする。
- (2) 実施本部は、判定士・判定コーディネーター・判定調整員を帰還させた場合はただちに判定制度別の支援本部に連絡する。

16 実施本部の解散

- (1) 判定制度別の実施本部の業務は、以下のすべての業務が終了した時点をもって完了とする。
 - ① 判定制度別の判定の実施
 - ② 判定制度別の判定結果の集計・資料整理
 - 【被災建築物応急危険度判定】
 - 被災建築物応急危険度判定集計表(別紙 1-14)
 - 【被災宅地危険度判定】
 - 被災宅地危険度判定実績集計表(別紙 2-17)
 - ③ 判定制度別の判定結果の災害対策本部への報告
 - ④ 判定制度別の支援本部との調整業務および判定制度別の支援本部への判定活動報告
 - ⑤ 被災建築物応急危険度判定制度の補償制度
訓練活動および判定活動状況通知書(別紙 1-12)に被災建築物応急危険度民間判定士名簿(別紙 1-10)を、また広域支援を要請した場合は被災建築物応急危険度民間判定士派遣者名簿(別紙 1-11)を併せて添付し、被災建築物応急危険度判定支援本部へ送付する。
- (2) 判定制度別の実施本部は、判定制度別の支援本部に実施本部の業務の完了したことを報告する。
- (3) 判定結果等の関連資料の保存期間は、判定制度別の実施本部が災害対策本部長と協議して定める。
- (4) 判定制度別の実施本部は、実施本部の業務完了後、関係資料及び金銭負担等を担当部局に引継ぎ、災害対策本部と協議して判定制度別の実施本部を解散する。

10-5 被災建築物応急危険度判定の概要について

「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について―事例と例示―」（内閣府）

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性を判定し、避難場所に移動すべきかどうかを判断するとともに、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うものであるが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられる。

そこで、行政の建築職等の職員に加えて、ボランティアとして協力していただける民間の建築士等の方々も含めて、応急危険度判定に関する講習を行い、「応急危険度判定士」として都道府県知事が資格証明書等を発行し、登録を行っている。

平成19年3月末現在の登録者数は、全国で97,958名となっている。

応急危険度判定結果 調 査 済 I N S P E C T E D ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です
建築物名称
注記：
整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話 ー

応急危険度判定結果 要 注 意 L I M I T E D E N T R Y ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意してください ◆応急的に補強する場合は専門家にご相談ください
建築物名称
注記：
整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話 ー

応急危険度判定結果 危 険 U N S A F E ◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください
建築物名称
注記：
整理番号
判定日時 月 日 午前・午後 時現在
災害対策本部 電話 ー

10－6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

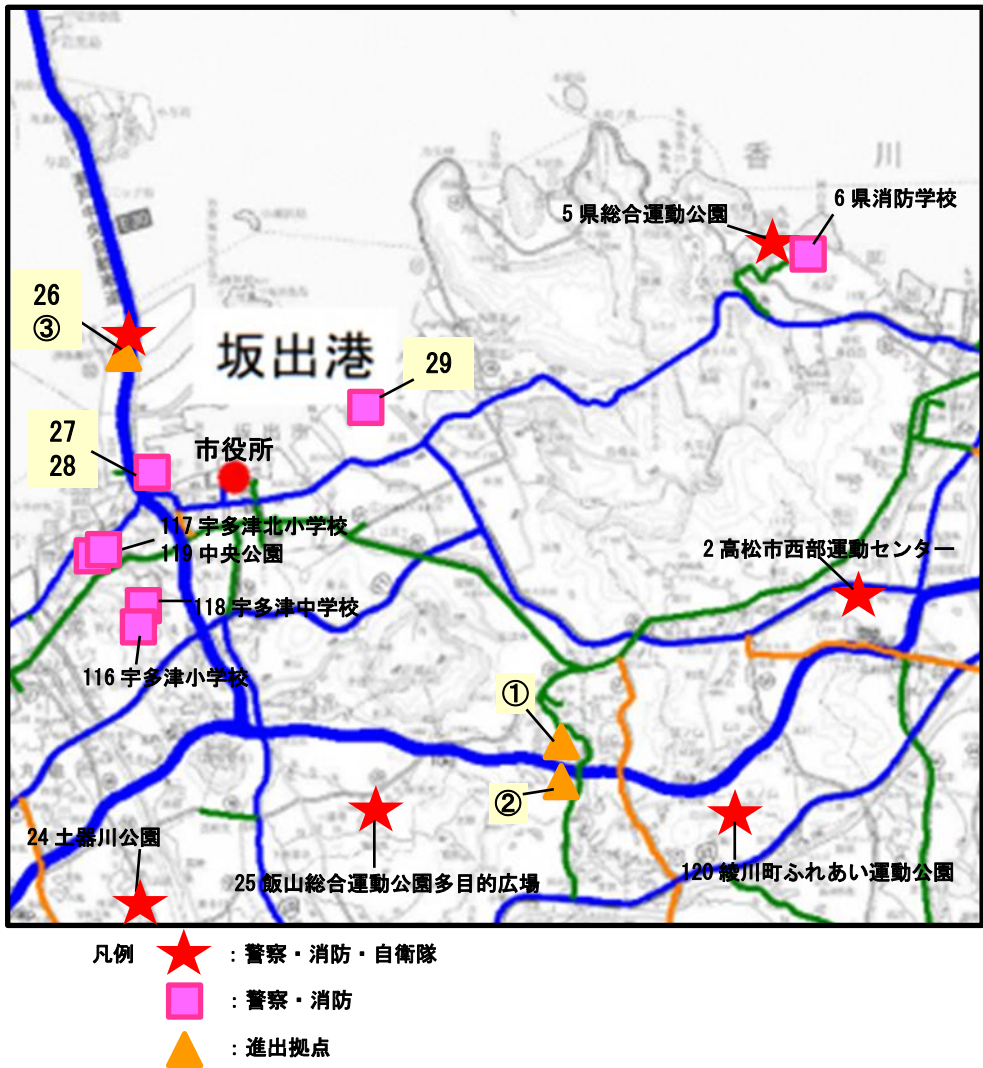
1 活動拠点候補地一覧(坂出市部分のみ抜粋)

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
26	瀬戸大橋記念公園	坂出市番の州緑町	(財)瀬戸大橋記念公園管理協会	警察、消防、自衛隊
27	坂出緩衝緑地	坂出市番の州公園	五栄カイリク(株)	警察、消防
28	番の州球場	坂出市番の州公園	坂出市生涯学習課	警察、消防
29	林田運動公園	坂出市林田町	坂出市生涯学習課	警察、消防

2 進出拠点一覧(坂出市部分のみ抜粋)

番号	拠点名称	所在地	アクセス	対象
①	府中湖PA(上り線)	坂出市府中町	高松自動車道	警察
②	府中湖PA(下り線)	坂出市府中町	高松自動車道	警察
③	瀬戸大橋記念公園	坂出市番の州緑町	坂出市道番の州南北幹線	消防

3 活動拠点位置図



10-7 坂出市耐震改修促進計画(第三次計画)

(平成 29 年 3 月策定)

(令和元年 6 月改正)

(令和 3 年 3 月改正)

(令和 4 年 3 月改正)

第1章 基本的事項

1. 計画策定の背景

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では約 6,400 人の尊い人命が失われ、その死者の約 80% は木造家屋の倒壊によるものであり、そのうち 98% が旧耐震基準で建てられた家屋でした。※1 その後も、大地震は頻発しており、特に平成 23 年の東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、平成 28 年の熊本地震では、震度 7 の揺れが連続して発生し、多くの建物などに大きな被害が発生しており、我が国においては、大規模な地震がいつどこで発生してもおかしくないとの認識がさらに高まりました。

このような中、国は「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日付け国土交通省告示第 184 号。以下「国の基本方針」という。)を示し、平成 27 年度末までに住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率を 90% とする目標を定めました。これを受け、本市では、平成 19 年度に坂出市耐震改修促進計画(以下「第一次計画」という。)を策定。また、平成 28 年 3 月の国の基本方針の改正にともない、後継計画として、坂出市耐震改修促進計画(第二次計画)(以下「第二次計画」という。)を策定し、これまで建築物の耐震化の促進に向けた各種施策に取り組んできました。

その後も、平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が発生し、旧耐震基準により建築された住宅等の耐震対策の必要性が再認識されたところです。

また、平成 30 年には、今後 30 年間の南海トラフを震源とする大規模な地震の発生確率が「70% 程度」から「70~80%」に引き上げられ、ひとたび、この地震が発生すると、被害は本市においても甚大なものになると想定されており、建築物の耐震化を加速するための施策の強化は喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、香川県においては、令和 3 年 10 月に市町の耐震改修促進計画の指針となる香川県耐震改修促進計画(第三次計画)(以下「県第三次計画」という。)を策定しており、本市においても、国の基本方針を踏まえ、県第三次計画との整合性を図りつつ、坂出市耐震改修促進計画(第三次計画)(以下「本計画」という。)を策定しました。

※1 平成 7 年阪神淡路大震災建築震災調査委員会中間報告による。

2. 計画の目的

本計画は、近い将来発生が予想される大規模地震による、建築物等の倒壊などの震災から人的・経済的被害を軽減するため、主として昭和 56 年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された市内の建築物の耐震化を促進することを目的とします。

3. 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条第 1 項に基づき策定し、令和 3 年 10 月策定の県第三次計画および坂出市地域防災計画※2 と整合性のある計画として位置づけます。

※2 本市の防災対策の基本方針を示す総合的な計画。

4. 計画の期間

本計画は、国の基本方針および県第三次計画の目標設定年度を踏まえ、令和 7 年度までを計画期間と定めます。

5. 対象区域

本計画の対象区域は坂出市内全域とします。

6. 対象建築物

住宅は市民の生活基盤であり、大規模地震が発生した際に住宅の倒壊を防止し、被害を軽減することができるため、耐震化を行うことは、欠かすことのできない備えであるといえます。また、多数の者が利用する建築物は、大規模地震発生時に倒壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、耐震化を進める必要があります。

このことから、本計画においては、住宅および多数の者が利用する建築物（表 1-1 に掲げる用途、規模のもの）を対象建築物とします。

表 1-1 多数の者が利用する建築物※3

用 途		規 模
災害対策本部等の災害応急対策指揮・実行、情報伝達施設等 (庁舎、消防本部等)		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
学校	小学校、中学校、特別支援学校等	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校（幼稚園は除く）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
公営住宅等		
ホテル、旅館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、卸売市場、 銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
劇場、観覧場、映画館、集会場、公会堂、展示場、博物館、 美術館、図書館、飲食店、料理店、公衆浴場、遊技場その他 これらに類するもの		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する 運動施設		

※3 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定既存耐震不適格建築物のうち多数のものが利用する建築物

7. 坂出市の想定被害状況

南海トラフを震源域とする地震により、坂出市では以下のとおり被害が想定されています。

表 1-2 南海トラフを震源域とする地震による坂出市の被害想定(最大クラス※4)

項 目		想定被害結果
条 件	震源域	南海トラフ
	モーメントマグニチュード※5	9.0M
震 度 の 予 測	震度分布	5 強～6 強
	液状化分布	沿岸部、市街地 危険度 A ※6 その他のほぼ全域 危険度 D ※6
	津波	高さ 0.6～0.8m 満潮時 2.6～2.8m

建物被害(全壊) (冬18時) ※7	揺れによる被害		950 棟
	液状化による被害		380 棟
	津波		180 棟
	急傾斜地崩壊による被害		10 棟
	地震火災による被害		少ないが被害がある
	合計		1,500 棟
人的被害(冬深夜) ※7	死者		290 人 (うち建物倒壊による死者 60 人)
	負傷者		840 人 (うち建物倒壊による負傷者 790 人)
	避難者	避難所	13,000 人
		避難所外	8,400 人

出典：地震・津波被害想定(平成 25 年 3 月 31 日、8 月 28 日香川県公表による)

- ※4 最大クラス：最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波です。
- ※5 モーメントマグニチュード：地震は地下の岩盤がずれて起こるものです。この岩盤のずれの規模をもとにして計算されたマグニチュード(地震のエネルギー)をモーメントマグニチュードといいます。いわゆるマグニチュードは、日本では、気象庁マグニチュードを指し、地震計で観測される波の振幅から計算した地震のエネルギーであり、規模の大きな地震になると、地震のずれの規模を正確に表せません。これに対して、モーメントマグニチュードは、巨大地震の規模を物理的に評価するのに適しており、国際的に使われています。
- ※6 液状化危険度区分：危険度 A：液状化危険度はかなり高い。 危険度 B：液状化危険度は高い。
危険度 C：液状化危険度は低い。 危険度 D：液状化危険度はかなり低い。
- ※7 被害の算定にあたっての条件：本被害想定の結果は、最大の被害となる時間帯の合計を表す。

第2章 耐震化の現状および目標

1. 耐震化の現状

(1)住宅における耐震化の現状

平成 30 年の住宅・土地統計調査(総務省統計局)では、本市の住宅数(空き家除く)は、約 20,700 戸となっています。

そのうち昭和 56 年以後の新耐震基準で建てられた住宅が約 13,700 戸(約 66%)あり、それ以外の約 7,000 戸(約 34%)が昭和 55 年以前の旧耐震基準で建てられた住宅です。国が示す推計方法により推計を行うと、この約 7,000 戸のうち約 3,200 戸は耐震性を有しているものと考えられます。

以上のことから、本市の住宅のうち、耐震性のある住宅は約 16,900 戸(耐震化率 81.6%)また、耐震性のない住宅は約 3,800 戸(18.4%)であり、昭和 55 年以前の旧耐震基準で建てられた住宅においては未だ半数以上の建物が、耐震性を有していないものと推計しました。

表 2-1 住宅の耐震化の現状(戸数)

対象建築物	総数 A	耐震性なし		耐震性あり		耐震化率 B/A
		旧耐震基準		新耐震基準	耐震性あり	
		耐震性なし	耐震性あり	耐震性あり	計 B	
住宅	20,700	3,800	3,200	13,700	16,900	81.6%

(平成 30 年住宅・土地統計調査結果をもとに令和 2 年度に国土交通省から提供された手法により推計)

(2) 多数の者が利用する建築物における耐震化の現状

多数の者が利用する建築物については、地震発生時の被害が甚大になる恐れがあるため、耐震化を促進する必要があります。

本市においては、災害対策本部等、学校、福祉施設、医療施設等については、耐震化率は100%となっていますが、公営住宅等の耐震化率は57.1%となっており、多数の者が利用する建築物全体の耐震化率は96.6%となっています。

表2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（棟数）※8

対象建築物	総数 A	耐震性なし 又は不明	耐震性あり			耐震化率 B/A
		旧耐震基準		新耐震基準	耐震性あり	
		耐震性なし 又は不明	耐震性あり	耐震性あり	計 B	
災害対策本部 (庁舎、消防等)	3	0	1	2	3	100.0%
学校(小中学校等)	25	0	17	8	25	100.0%
学校(高等学校)	2	0	0	2	2	100.0%
体育館	1	0	0	1	1	100.0%
老人福祉施設等	24	0	0	24	24	100.0%
幼稚園、保育所 こども園	14	0	6	8	14	100.0%
病院、診療所	19	0	1	18	19	100.0%
公営住宅等※9	7	3	0	4	4	57.1%
ホテル、旅館	12	0	0	12	12	100.0%
百貨店、銀行等	6	1	0	5	5	83.3%
集会場、図書館 飲食店、公衆浴場等	4	0	2	2	4	100.0%
合計	117	4	27	86	113	96.6%

(令和3年11月1日現在)

※8 国および県等が所有する施設は除く。

※9 公営住宅のうち階数3以上かつ1,000㎡以上の建築物

(3) 耐震化の課題

- 熊本地震などの被害の大きな地震の発生直後は、耐震化に向けた意識が高まるが、時間の経過とともに危険性の認識が薄れ、耐震化への意欲が低下している。
- 建物の危険性（危険度）を認識しておらず、耐震化への関心がない。
また、危険性は認識していても耐震改修をどのように進めればよいか分からず、耐震化を進めていない所有者も多い。
- 耐震改修工事や建替えに一定の費用がかかるため、経済的理由により、所有者が耐震化を進めていない。また、耐震診断、耐震改修工事等に対する補助制度があることを知らない。

2. 耐震化の目標

香川県地域防災計画では、県内の住宅の耐震化率を令和7年までに91%に向上させることを目標としています。その目標を踏まえ、香川県耐震改修促進計画（第三次計画）（県計画）においても県内の住宅の耐震化率を令和7年度末までに91%に向上させることを目標としており、本計画においても地域防災計画および県計画と整合をとり、住宅においては令和7年度末までに91%に向上させることを目標とします。

また、多数の者が利用する建築物については、国の基本方針を踏まえ、大規模地震発生時の被害軽減のため、耐震化の緊急性を考慮し、令和7年度末までに耐震化率を98%に向上させることを目標とします。

表2-3 耐震化の目標

対象建築物	耐震化率	
	現状	目標(令和7年度末)
住宅	81.6%	91.0%
多数の者が利用する建築物	96.6%	98.0%

第3章 建築物の耐震化を図るための施策

1. 役割分担

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であり、また、大規模地震によって生じる甚大な被害の軽減に有効であるという基本的な認識にもとづき、建築物の所有者および市は以下の役割を担い、耐震化を促進するものとします。

(1) 建築物の所有者等の役割

地震発生の危険性やその予測される程度などを正しく知り、普段から地震に備えておくとともに建築物の耐震化に努めます。

- 現状での危険性等の把握
 - ・ 耐震診断を実施し建物の耐震性を把握
 - ・ 地震発生時における危険性や被害予測の把握
- 耐震改修等、地震対策の実施
 - ・ 耐震診断の結果に応じた耐震改修の実施
 - ・ 建築設備の耐震対策の実施
 - ・ 地震保険の加入や家具等の転倒防止対策の実施

(2) 市の役割

市は、市民の安全・安心の確保に向け、建築物所有者の地震対策の取組みを支援するとともに、市有建築物の地震に対する安全性確保に努めます。

- ① 坂出市耐震改修促進計画の策定
 - ・ 現状を踏まえた建築物の耐震化の促進を図るための耐震促進計画の策定
 - ・ 計画の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
 - ・ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定と実行
(取組み、進捗状況の把握や検証)
- ② 耐震診断、耐震改修等の促進
 - ・ 市有建築物の耐震化の促進
 - ・ 民間住宅の耐震診断・耐震改修等への補助
 - ・ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修等への補助
- ③ 普及、啓発等
 - ・ 耐震診断・改修に関する相談窓口の設置および運営
 - ・ 耐震診断・改修に関する情報の提供
 - ・ 家具の転倒防止対策の啓発
- ④ 県および建築関係団体との連携
 - ・ 県が行う耐震診断、耐震改修に関する講習会への協力
 - ・ 県が設置する耐震化相談窓口との連携

- ・ 建築関係団体が行う施策への協力
- ・ ハザードマップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ・ 県が行う特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導への協力

2. 市が実施する施策

(1) 建築物の耐震化の促進

- 市有建築物の耐震化の促進
 - ・ 市有建築物のうち、耐震性を有していない市営住宅については、建物の除却や建替えを計画的に進め、耐震化を促進します。また、民間と共有している建築物については、耐震化に向けて、権利関係者との調整を進めます。
 - 民間住宅の耐震化の促進
 - ・ 民間住宅の耐震化を促進するため、耐震診断および耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助することで建物所有者の耐震化の取組みを支援します。(市HPにて、補助内容等を掲載)
<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kensetu/minkantaishinhojyo3.html>
 - 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進
 - ・ 多数の者が利用する民間の建築物のうち、耐震性を有していない建築物については、建築物の所有者に対する香川県が行う指導等に協力し、耐震化を促進します。
 - 緊急輸送道路^{※10}沿道建築物の耐震化の促進
 - ・ 地震により建築物が倒壊し、道路の通行を妨げ、避難、救急・消防活動および緊急物資の輸送等が困難となることを防止するため、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化にかかる費用の一部を補助することで耐震化を促進します。(市HPにて、補助内容等を掲載)
<https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kensetu/kinnkyuuyusoutaisinn.html>
- ※10 緊急輸送道路：地震発生時に通行を確保すべき道路
香川県地域防災計画では、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などを確保するため、第1次～第3次の輸送確保路線が位置付けられており、この緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」としています。
(県HPにて、緊急輸送道路一覧表、緊急輸送道路図を掲載)
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/douro/bosai-anzen/kinkyuu.html>

(2) 地震対策の啓発、知識の普及

1) 各種情報の発信

- 地震の危険性の周知
 - ・ 災害に強いまちづくりを推進するためには、市民が自分の住む地域の状況について理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じておくことが重要です。地震の危険性やその対策の重要性について市民に周知します。
 - ・ 昭和55年以前の旧耐震基準で建てられた建物は耐震性能が低いものが多く、大規模地震時に倒壊の可能性があります。阪神・淡路大震災では多くの方が建物、住宅の倒壊、家具の下敷きによる原因で亡くなっており、旧耐震基準で建てられた建物は、南海トラフ地震等の大地震で住宅が倒壊する可能性があることを周知します。
- 建物の耐震化に関する情報提供
 - ・ 建物の耐震化は、耐震診断、補強設計、耐震改修工事の手順に沿って実施しますが、具体的な進め方が分からない方もいるため、耐震診断や耐震改修の進め方について情報提供を行います。
 - ・ 住宅の耐震改修の改修方法について、本格的な耐震改修や簡易な耐震改修などの予算や居住状況に合わせた改修方法について情報提供します。
 - ・ 耐震診断を行うことのできる耐震技術者(技術講習会を受講した建築士)の紹介を行います。
- 耐震診断・耐震改修工事等に対する補助制度の情報提供
 - ・ 建物の地震に対する危険性(危険度)を知るためには、まずは建物の耐震診断を行う必要があります。そのため、耐震診断にかかる費用に対する補助制度があることを、広く市民に情報発信し、耐震化に関心を持っていただくとともに、耐震診断を行うことで建物の危険性を認識していただきます。
 - ・ 耐震改修工事等にかかる費用に対する補助制度があることを知らず、経済的理由により耐震改修工事を進めていない建物所有者もいるため、補助制度についての情報提供を行い、耐震改

修工事の実施を支援します。

2) 効果的な情報発信

建物所有者自らが地震対策の必要性を理解し、補助制度等を活用し耐震化を進められるよう効果的な普及、啓発を行います。

- 公共施設等での普及、啓発
 - ・ 市役所、図書館、公民館、出張所などの市民が訪れる施設に防災や耐震化に関するポスターの掲示やパンフレットを配架し、耐震化への意識啓発を行います。
- 無料相談会の開催
 - ・ 県、市、関係団体が協力し、耐震化の進め方が分からない方などを対象とし、補助制度や耐震化の必要性、耐震化の進め方等について、気軽に相談できる相談会を実施します。
- 市広報誌による情報発信
 - ・ 市広報誌を見て耐震化の相談に来られる方が多いことから、引き続き広報誌による情報発信を行います。また、今後、掲載方法や掲載回数を見直し、より効果的な情報発信に努めます。
- インターネット、SNS、ラジオ放送を活用した情報発信
 - ・ ホームページへの掲載、SNSの活用、ラジオ放送など様々なツールを利用することで、多様な世代へ向けた情報発信を行います。
- ダイレクトメール、個別相談による働きかけ
 - ・ 耐震診断は実施したものの耐震改修を実施していない方に対し、ダイレクトメールによる耐震改修工事の補助制度や低コスト工法の紹介、また、個別相談を行うことで、耐震改修の実施に向け直接的に働きかけます。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化の指導
 - ・ 多数の者が利用する建築物のうち耐震性がない建物は、地震発生時において、倒壊等により被害が甚大となる恐れがあるため、県が法律に基づき、所有者に対して行う耐震化の指導等に協力します。
- 事業者向け勉強会の開催
 - ・ リフォーム工事と併せた耐震改修工事はコスト面からも効率的であることから、県および関係団体等と連携し、事業者向け勉強会を実施し、リフォーム工事に併せた耐震改修の普及啓発を行います。
- 地域と連携した取組み
 - ・ 自治会と連携し、個別訪問およびポスティングを行い、地域と連携した耐震化への取組みを進めます。
- イベント、出前講座での普及、啓発
 - ・ 防災フェスタ等のイベントにおいて、また、出前講座での防災講話等により、地震の危険性や十分な対策を講じる必要性の周知を行います。

(3) 技術者の養成

県が行う耐震診断、耐震改修に関する事業者向けの講習会に協力し、技術者の養成に努めます。

用語の定義

本計画で使用する主な用語について、以下のとおり定義するほか、特に定めない場合は、耐震改修促進法、同法関係政省令および関連告示の用語の例によるものとします。

用 語	定 義
耐震診断	建築物の地震に対する安全性を評価すること。
耐震改修	建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替え若しくは一部の除却または敷地の整備をすること。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直しがされる以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準。
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準。
耐震性	耐震性の有無は、大規模な地震に対し、新耐震基準と同程度の耐震性能を有するか否かにより判定する。 耐震性を有する建築物は、大規模な地震の振動および衝撃に対して倒壊もしくは崩壊する危険性が低いと考えられる。

10-8 第6次地震防災緊急事業五箇年計画(香川県抜粋)

(令和3年度～令和7年度)

【総括編】

1. 目的

本県は、過去に昭和南海地震等による大きな被害を受けており、今後も地震による被害発生危険性が高い地域である。

このため、平成28年度に策定した地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。

しかしながら、この第5次五箇年計画(平成28年度～令和2年度)においては、令和2年度末時点で、一部事業の未達成箇所が発生している。さらに社会状況の変化等により、整備の緊急性の高い箇所・施設が増加しているという状況にある。

このため、第5次五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災対策上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、第6次五箇年計画(令和3年度～令和7年度)の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

なお、本県域では、南海トラフ地震等による被害発生が最も懸念されているところであり、平成18年3月に改正された地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、南海トラフ地震等に係る被害想定を踏まえ、数値目標をはじめとする地震防災対策の実施目標を本県地域防災計画で定めた上で本五箇年計画の作成を行うこととする。

2. 計画対象地域の概要

(1) 想定される地震災害の位置づけ

本県では、阪神・淡路大震災を教訓として、海溝型(南海トラフ地震)及び内陸型の大規模な地震が発生した場合を想定して、地震防災対策の強化・推進を図るため、「香川県地震・津波被害想定調査」を行い、その結果については、平成24、25年度に公表を行った。

なお、これらの被害想定については、本県の地震防災対策の基礎として、本県地域防災計画にも記載している。

(2) 想定される地震災害の概要

計画対象区域における想定地震及び被害想定概要等は、以下のとおりとなっている。

① 想定地震

香川県地震被害想定調査において、過去に被害の発生した地震や近年の地震発生状況等から、県域に大きな被害を及ぼす恐れのある南海トラフ地震などのようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震2ケースと活断層による内陸型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

表-1 想定地震

	地震タイプ	震源域
想定地震1	海溝型地震	南海トラフの最大クラスの地震
想定地震2	海溝型地震	南海トラフの発生頻度の高い地震
想定地震3	直下型地震	長尾断層で発生する地震
想定地震4	直下型地震	中央構造線で発生する地震

② 想定震度分布図(略)

③ 被害想定概要 表-2 のとおり

(3) 計画対象区域

今後30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震で、最大クラスの地震が発生した場合、多くの地域で震度6弱以上の揺れが発生すると想定していることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県全域とする。

表-2 被害想定概要

想定地震 想定項目		単位	南海トラフ (最大クラス)	南海トラフ (発生頻度の高いもの)	中央構造線	長尾断層	
震 度		—	5 強～7	5 弱～6 弱	3 以下～7	3 以下～6 強	
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れによる	棟	25,000	410	21、000	660	
	液状化による	棟	2,500	1,900	3,000	1,300	
	津波による	棟	2,000	40	—	—	
	急傾斜地崩壊による	棟	220	—	110	20	
	地震火災による	棟	5,700	—	5,700	—	
人的被害 (冬深夜)	死 者		人	6,200	120 (夏12時)	1,400	40
	負傷者		人	19,000	1,200	12,000	1,300
	避難者	避難所	人	119,000	35,000	27,000	2,400
		避難所外	人	80,000	24,000	18,000	1,600
ライフライン被害	上水道 (断水人口)		人	763,000	226,000	622,000	205,000
	下水道 (支障人口)		人	141,000	11,000	30,000	12,000
	電力 (停電軒数)		軒	587,000	88,000	486,000	153,000
	通信	固定電話 (不通回線数)	回線	190,000	30,000	187,000	51,000
		携帯電話 (停波基地局率)	%	70	13	71	21
	都市ガス (供給停止戸数)		戸	58,000	13,000	69,000	29,000

3. 地震防災対策の実施に関する目標

本県地域防災計画において、「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第 1 条の 2）を定めたところであり、その内容については、次のとおりである。（市地域防災計画第 3 編地震・津波対策編第 1 章総則第 3 節参照）

4. 計画項目および事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)

事業項目		事業量		事業費 (百万円)
1号	避難地	h a	箇所	
2号	避難路	k m	箇所	
3号	消防用施設	64 箇所		2,563
4号	消防活動用道路	0.3 k m	2 箇所	475
5号	緊急輸送道路等			
	5-1号 緊急輸送道路	11.2 k m	19 箇所	22,552
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	10 箇所		30
	5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
	5-4号 緊急輸送港湾施設	箇所		
	5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所		
6号	共同溝等	1.3 k m	6 箇所	1,874
7号	医療機関	施設		
8号	社会福祉施設	1 施設		500
8の2号	公立幼稚園	棟	学校	
9号	公立小中学校等			
	9-1号 校舎	棟	学校	
	9-2号 屋内運動場	棟	学校	
	9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号	公立特別支援学校			
	10-1号 校舎	棟	学校	
	10-2号 屋内運動場	棟	学校	
	10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号	公的建造物	2 施設		561
12号	海岸・河川			
	12-1号 海岸保全施設	32 箇所	12,300 m ^{※1}	3,708
	12-2号 河川管理施設	19 箇所	5,500 m ^{※1}	2,630
13号	砂防設備等			
	13-1号 砂防設備	41 箇所		8,550
	13-2号 保安施設	75 箇所		2,800
	13-3号 地すべり防止施設	2 箇所		173
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	4 箇所		1,181
	13-5号 ため池	120 箇所		10,165
14号	地域防災拠点施設	1 施設		614
15号	防災行政無線	箇所		
16号	飲料水施設・電源施設等	5 箇所		1,784
17号	備蓄倉庫	箇所		
18号	応急救護設備等	基		
19号	老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計				60,160

※堤防・護岸距離

【施設別編】（坂出市域における事業だけ抜粋）

12-1号 河岸保全施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

海岸保全施設は、津波や高潮から背後地の人命・財産を守る重要な施設である。

本県では南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえ、平成 27 年 3 月策定した「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から重点的・集中的に補強工事等を行うものである。

2. 五箇年計画への計上の考え方

「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」では、施設の状況及び背後地の状況などにより整備時期の優先度を決定し、概ね 10 年間で整備目標とするⅠ期計画とその後に対策を行うⅡ・Ⅲ期計画に分けて整備を行うこととしている。

本五箇年計画では第Ⅰ期計画の整備を着実に推進するため、32 箇所、約 12.3km の整備を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
海岸保全施設	7 箇所 1.8 km	10 箇所 3.0 km	9 箇所 3.6 km	9 箇所 3.6 km	1 箇所 0.3 km	32 箇所 12.3 km
概算事業費 (百万円)	580	973	1,032	1,032	91	3,708

※ 各年度の箇所数は事業着手箇所であり、合計箇所数が五箇年計画での整備箇所数である。
このため、各年度の箇所数は合計箇所数と一致しない。

(2) 個別計画

事業主体	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
坂出市	防災・安全交付金 (海岸事業)	0.7 km	234	R3～R6	国土交通省	—

10-9 坂出港台風・津波対策委員会会則

(名称)

第1条 本会は、坂出港台風・津波対策委員会（以下「委員会」という）と呼称する。

(目的)

第2条 坂出港における台風および地震発生に伴う津波等（以下「台風等」という。）による船舶等の安全対策について必要な事項を協議し、その実施を推進する。

(業務)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 台風災害

- イ 港内の台風影響に関する調査
- ロ 港内の台風対応策の策定
- ハ その他本会の目的達成に必要な事項

(2) 津波災害

- イ 港内の津波影響に関する調査
- ロ 港内の津波対応策の策定
- ハ その他本会の目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、坂出海上保安署におく。

(会員)

第5条 委員会は、坂出港に関係ある行政機関及び企業ならびに団体をもって会員とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 特別委員 若干名（関係官公署等）

(委員長等の職務等)

第7条 各委員の職務および任期は次のとおりとする。

(委員長)

- (1) 議事、その他会務を統括する。
- (2) 任期は、2年とし留年を妨げない。

(副委員長)

- (1) 委員長を補佐し委員長が会務を統括することができない場合、委員長の職務を代行する。
- (2) 任期は、2年とし留年を妨げない。

(常任委員)

- (1) 委員長および副委員長に協力し会務を担当する。
- (2) 任期は、2年とし留年を妨げない。

(特別委員)

委員会における協議内容等につき必要な助言等を行う。

(委員会)

第8条 会議は、委員長が必要と認めた場合、会を招集することができる。

(対策の実施等)

第9条 委員会は、会議において決定した事項及び港長の船舶等に対する指示、勧告等を船舶等に伝達するものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が役員と協議して定める。

附則 この会則は平成17年5月26日から実施する。

10－10 台風・津波災害防止要綱

平成 25 年 3 月 12 日改正

1 総則

この要綱は、坂出港に影響を与える台風、異常気象および津波の来襲により災害の発生が予想される場合、坂出港台風・津波対策委員会の委員が措置すべき事項を明示し、「坂出港台風・津波対策委員会規約」に定める目的を達成することとする。

2 気象情報

台風等の進路・勢力・強風圏等の予測は、公的機関の発表する気象情報を基準とする。

3 発令の手続き

- (1) 発令は、発令区分に基づき坂出港長から発令する。
- (2) 坂出港台風・津波対策委員会の委員長は、坂出港長が発令するに際し、意見を求められた場合、これに協力する。
- (3) 坂出港長からの発令事項は、事務局から各会員あれ F A X 等で周知する。

4 警戒体制等の種類

- (1) 台風および異常気象の警戒体制
別表 1 のとおりとする。
- (2) 津波の警戒体制
別表 2 のとおりとする。

台風・津波災害防止要綱 別表 1 《台風、異常気象》

区分	発動時期	船種別対応区分					その他
		貨物船	危険物積載船	プレジャーボート・漁船	修繕船(操縦性能制限船含む)	工事作業船	
注意喚起	・台風に伴う強風域(風速 15m/s 以上)に入ると予想される昼間(0800～1700) ・その他、港長が必要と認めたとき	・気象情報を収集し、台風の動向に留意する ・荷役の早期完了または荷役の中止等荷役計画を調整する ・関係先との連絡体制を確保する	・気象情報を収集し、台風の動向に留意する ・荷役の早期完了、新規の荷役中止等荷役計画の見直しを行う ・関係先との連絡体制を確保する	・気象情報を収集し、台風の動向に留意する ・関係先との連絡体制を確保する ・陸揚げ係留強化等の準備	・気象情報を収集し、台風の動向に留意する ・関係先との連絡体制を確保する ・荒天準備または避難準備	・気象情報を収集し、台風の動向に留意する ・関係先との連絡体制を確保する ・工事作業中止の準備 ・荒天準備または避難準備	・潮汐情報の収集 ・高潮準備
第 1 体制	・台風に伴う強風域に入ると判断される場合 ・強風注意報が発令され、平均風速 10m/s 以上でかつ瞬間最大風速 20m/s 以上を観測した場合) ・その他、港長が必要と認めたとき	・荷役中の場合は、荷役を中止し、避難準備を整える ・避泊地を選定し、避泊時期を決定する ・乗組員の待機、機関の準備等必要に応じて直ちに運航できるよう準備する	・荷役中の場合は、荷役を中止し、避難準備を整える ・避泊地を選定し、避泊時期を決定する ・乗組員の待機、機関の準備等必要に応じて直ちに運航できるよう準備する	・避難場所を選定し、船溜り等安全な場所に避難する ・陸揚げ係留強化等の流出防止措置を執る	・修繕中の船舶、台船等運転不自由または操縦性能が制限されている船舶は、その船舶を管理する事業所において荒天準備または避難体制を確立する	・小型船舶、台船等は、陸揚げ或いは係留強化等の流出防止措置を施す	・管理物の海上への流出防止措置を施す
第 2 体制	・台風に伴う暴風域域に入ると判断される場合 ・暴風警報が発令され、平均風速 15m/s 以上でかつ瞬間最大風速 25m/s 以上を観測した場合) ・その他、港長が必要と認めたとき	・総トン数 3000 トン以上の船舶は、港域外に避難する ・総トン数 5000 トン以上の船舶は、離岸、離棧して安全な海域に避難する	・総トン数 3000 トン以上の船舶は、港域外に避難する ・総トン数 5000 トン以上の船舶は、離岸、離棧して安全な海域に避難する	・船溜り等の安全な場所への避難、係留強化等流出防止措置を完了する		・総トン数 500 トン以上の船舶は港域外に避難する	・管理物を可能な範囲で高所へ移動する ・管理物の海上への流出防止措置の強化を施す
		第 2 体制が発動された場合、各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。					
解除	・台風通過後の中心位置、以後の予想進路、規模等から坂出港が台風の影響圏外になり、台風による海難発生のおそれが無くなった時						

※各施設での安全管理規約及び係留施設状況によって上記記載の避難対応と異なる体制をする場合は、その対応内容について港長へ報告するものとする。

気象庁発表の台風進路予想および坂出海上保安署設置の風速計観測結果から判断し、以下の流れで FAX にて周知いたします。なお、第二体制から第一次体制への軽減はいたしません。

パターン 1) 注意喚起 ⇒ 第一次体制 ⇒ 第二次体制 ⇒ 解除

パターン 2) 注意喚起 ⇒ 第一次体制 ⇒ 解除

パターン 2) 注意喚起のみ

台風・津波災害防止要綱 別表2 《津波》

区分	発動時期		津波来襲 までの時 間的余裕	湾内着岸船舶			錨泊船舶	航行船舶	
				大型船・中型船		小型船		大型船 中型船	小型船 (プレジャーボート・小型漁船)
				危険物積載船	一般船舶 (荷役作業船含む)	プレジャーボート・小型漁船			
注意喚起	潮位変動等に関する注意喚起がなされた場合			地震、津波情報を収集し関係先との連絡体制を確保する。					
第 1 体制	津波 注意報	1 m		荷役・作業中止係留強化 または離岸・離棧して安全な海域に避難	荷役・作業中止係留強化 または離岸・離棧して安全な海域に避難	陸揚げ固縛または係留強化等流出防止措置	情報注意（場合によっては、港外退避、機関使用）	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化または安全な海域に避難
第 2 体制	津波警報	3m	なし	原則、港外退避	係留強化又は離岸、離棧して安全な海域に避難	安全な場所への避難	機関使用	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化または安全な海域に避難
			あり	港外退避	離岸、離棧して安全な海域に避難	陸揚げ固縛または安全な海域に避難（場合によっては港外退避）	港外退避		陸揚げ固縛、係留強化または安全な海域に避難
				第 2 体制が発動された場合、各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。					
	大津波警報	10m超 10m 5m	なし	原則、港外退避	陸上避難	安全な場所への避難	機関使用	港外退避	陸揚げ固縛、係留強化または安全な海域に避難
			あり	港外退避	港外退避	陸揚げ固縛または安全な海域に避難（場合によっては港外退避）	港外退避		陸揚げ固縛、係留強化または安全な海域に避難
				第 2 体制が発動された場合、各所にて係留及び管理する船舶の避難対応について港長あて報告すること。					

※発動については気象庁の発表をもって自動発動とし、委員会事務局からFAX・メール等にて順次通知いたします。

・津波来襲までの時間的余裕
あり：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで）がある。
なし：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態におくまで）がない。 ※ 時間的余裕の判断ができない場合は「なし」の区分に当てはめて対応すること。
・小 型 船：プレジャーボート・漁船のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）。
・大 型 船：水先人またはタグボート等の補助を必要とする程度の船舶。
・陸 上 避 難：船舶での避難は高い危険性が予想されるため、乗員等は陸上の高いところに避難する。可能な限り船舶の流出防止措置をとる。
・港 外 退 避：郊外の水深は深く、十分広い海域、沖合に避難すること。
・陸揚げ固縛：プレジャーボート・漁船等の小型船を陸揚げして、津波等により海上に流出しないように固縛すること。
・機 関 使 用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応すること。
・解 除：津波注意報等が解除され、坂出港およびその周辺海域に被害のおそれなくなったとき。